

消防特第17号
平成20年2月21日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁特殊災害室長

林野火災に対する警戒の強化について（通知）

林野火災対策の推進につきまして、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。例年、春先の空気が乾燥する中で、たき火、たばこや火入れなどを原因とする林野火災が全国各地で多発しています。

本年に入り、焼損面積10ヘクタール以上の林野火災は、幸いにも発生しておりませんが、今後本格的な春の行楽シーズンを迎えるにあたり、出火防止並びに火災拡大防止のため、林野火災に対する警戒を強化することが重要と考えられます。

つきましては、貴職におかれましても、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記事項にご留意の上、報道機関との連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災予防対策に努めて頂くようお願いします。

また、平成15年10月29日付け消防災第206号消防庁防災課長通知を踏まえ、林野火災発生時には、消防防災ヘリコプター等による空中消火の積極的な活用並びに早期の応援要請など、適切な対応に努めて頂くとともに、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び消防本部に対して（東京消防庁・各指定都市を除く）、この旨周知下さるよう併せてお願いします。

なお、林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付け消防地第81号通知に基づき、林野火災対策資料を消防庁特殊災害室まで提出するよう依頼しているところです。

記

林野火災予防並びに火災拡大防止に効果的と考えられる実施項目

1 林野火災予防の徹底について

林野火災の出火原因として、たき火、たばこや火入れの不始末など人的要因によるものが多いことを踏まえ、特に週末や休日前に、ハイカー等の入山

者に対して新聞、テレビ、ラジオ、広報誌やホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て禁止等について重点的に広報を行うよう努める。

また、林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底を図るよう指導する。

2 防災関係機関による警戒の強化について

消防機関等防災関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、林野火災発生の危険性の高い地域における巡視、警戒の強化を図る。

3 林野火災拡大の早期防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失すことなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図る。

4 空中消火等の積極的な活用について

消防防災ヘリコプター等を活用した消防活動は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術の一つである。最近は小規模な火災のうちから空中消火を実施し早期消火に成功している例が増加していることから、今後とも消防防災ヘリコプター等の積極的な活用を図る。

また、消防防災ヘリコプター等に対する応援出動の要請については、状況に応じて時機を失すことなく要請する。

5 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ② 空中消火を要請したもの
- ③ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

について、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告に努める。その際、ヘリコプター・テレビ伝送システムによる画像情報などの提供にも留意する。

また、休日、夜間に、林野火災が発生した場合であっても、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保するよう努める。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 斎藤・木村

電話：03-5253-7528（直通）

F A X：03-5253-7538

e-mail:s3.kimura@soumu.go.jp